

5. 化粧品

概況

2015年の中国化粧品市場は、米国に次ぐ世界第二の市場としての地位を固めつつある。そして今後もこの成長を継続するポテンシャルは十分にあり、日本のみならず全世界の化粧品企業にとって非常に重要な市場であり続けると考えられる。

2015年の回顧と今後の動向

中国国民の可処分所得の増加、美容意識の高まりに支えられた、販売地域、年齢層、所得層の拡大傾向は、ここ数年変わっていない。中国の「化粧人口」は、当面は順調に伸び続けること、そして1990年代生まれの「90後世代」が、化粧品購買においても主役・リーダー役となりつつある。

2015年を振り返った時に、日本と中国双方で大きなインパクトを残したのは、「爆買い」である。日本では、大きな経済効果をもたらすと同時に流行語年間大賞も受賞している。一方中国では、自国民に国内での購買を促進させるため、輸入品の関税引下げ等の措置が執られている。その「爆買い」の主要なターゲットの一つが日本製化粧品であり、中国の顧客が、日本製化粧品を高く評価していることがわかる。

化粧品販売チャネルという観点でのここ最近の目立った特徴は、インターネット販売の急激な伸長と百貨店チャネルの落ち込みである。

前者については、その利便性と代金決済システムおよび商品配送システムの急激な整備が相まって急速に普及しており、必然的に化粧品販売企業もインターネット販売に力を入れざるを得ない状況が出てきている。インターネットでの販売は、その産業としての新しさから規制面での対応が十分ではない。特に、前記の「爆買い」と関連し、並行輸入品のインターネットでの販売拡大に伴い、さまざまな問題、トラブルが生じている。当局もこの点を重視し、2015年には「網購保税模式跨境電子商務進口食品安全監督管理細則」の意見募集稿が発表される等、法規の整備を進めようとしている。余談だが、本細則は食品と銘打っているが、化粧品も対象としている。

後者については、百貨店チャネルを主戦場とするブランドや企業が苦戦している。

次に、売上構成をカテゴリー別に見る。主に化粧人口の増加による市場成長を反映し、全てのカテゴリーで増加が見られる。そして、スキンケア化粧品が多くを占めるという、日本と類似した傾向が続いている。スキンケアにおいては、「美白」や「アンチエイジング」といった効果を持つものが人気を集めると同時に、「自然、天然成分」や「敏感肌用」といった、より安全なイメージがあるものを求める傾向も依然として強い。

中国政府が進める法規整備は、2015年一段と強化、加速している。2015年に発表された法規類の意見募集稿に対し、中国日本商会からは合計10件の意見を提出した。このように、法規ならびにその運用管理体制の整備が非常に精力的に行われていること、加えてその過程で外部から広くコメントが募集されることに関し、中国政府に対し深く敬意を表すると共に感謝する。2015年に発表された主な法規類は、以下の通りである。

- ①化粧品監督管理条例(訂正草案審議用稿)〔中文名：化粧品監督管理条例(修订草案送审稿)〕2015年7月公布
- ②化粧品安全技術規範〔中文名：化粧品安全技术规范〕2015年12月公布
- ③化粧品安全リスク評価指南(意見募集稿)〔中文名：化粧品安全风险评估指南(征求意见稿)〕2015年11月公布
- ④植物類化粧品新原料行政許可申請資料要求(意見募集稿)〔中文名：植物类化妆品新原料行政许可申报资料要求(征求意见稿)〕2015年11月公布
- ⑤既使用化粧品原料リスト2015年版〔中文名：已使用化妆品原料名称目录2015年版〕2015年12月発表

上記①は、化粧品領域の最上位法である現行化粧品衛生監督条例の改正案である。2015年は、國務院立法計画第4類(研究項目)に基づき、國務院から訂正草案審議用稿が公布された。2016年は、國務院三類立法計画に位置づけられていると推察される。

上記②は、化粧品原料およびその最終製品の衛生要件を規定する化粧品領域で最も基本となる技術規範であるが、2015年2月に意見募集稿発表、8月に修正稿の意見募集稿発表、9月にWTOへTBT通報、そして最終的に12月に公布という、非常にスピーディに改正された。

上記③も、長い検討期間を経て意見募集稿が発表された。その内容は、大変厳しいリスク評価を求めるものとなっており、日系企業に限らず非常に多くの企業が問題に直面している。

上記④は、植物性新原料の承認に道を拓くと期待できる法規である。その中には、2015年版白書でも改めて提案した「新原料を安全性上のリスクレベルに応じて分類管理する方法」が採用されている。これは、我々日系企業がこれまで繰り返し提起したことであり、採用いただいたことに深く感謝する。

上記⑤については、2015年版の白書に、本リストの追補・修正に関する運用ルールが明確でない等の問題点が残っており、この点については早急な改善を希望する旨記していた。今回、初版から約1年半を経て改訂版が発表されたことを高く評価する。今後も適宜更新されることを期待する。

上記のような法規類の整備は、より安全かつ安心な化粧品を消費者に提供すべきという当局の強い意思に基づくものであると考えられ、2016年になっても化粧品関連の法規、基準の整備という流れは変わらないと推測する。

最後に、法規制度の運用面での2015年のトピックスについて1点記す。2015年の本白書に期待を込めて記した輸入非特殊用途化粧品の管理につき、CFDAから省級FDAへの

移管が現時点で実現していない。本移管が早急に実現されることを期待する。

日系企業が直面する問題

まず、化粧品の安全管理が、現在の中国において非常に重要な課題であることは、我々も中国政府と認識を一にする。次段で述べる新原料の承認が遅々として進まない状況も、安全性上の懸念を払拭するためのシステムが構築できていない点に理由があるように思われる。

そもそも化粧品の安全管理は、商品が上市される前の段階でどれ程厳しく管理しようがそれだけでは不十分であり、上市した後に行なわれる有害事象の発生確認とセットで行われることで、はじめて実効性が高い安全管理が可能になると考える。中国政府には、商品が上市された後のモニタリングシステムの構築にも注力いただくよう希望する。

さて、2015年に発布された③化粧品安全リスク評価指南(意見募集稿)は、上市前の管理にかかわる指南である。本指南が示すリスク評価の考え方は、科学的・合理的であり評価できる。ところが、これを全てそのまま実施できる企業はほとんどないと推察されるほど、技術レベルが高い要求がなされているという問題がある。この点については、リスク評価には国際的に認められている方法や科学的に同等の精度を有する方法も認める等の対応を強く要望したい。また、これが指南であることから、本来であれば法的拘束力を持つ法規性文書ではないと考えられるが、指南本文にはその記載はなく本法規の位置付けが不明瞭であることも問題であり、その点の改善も要望する。

中国で新原料の承認が遅々として進まないことは、日系企業にとっても大きな問題となっている。中でも植物抽出エキス原料は日系企業の強みであり、この新規承認が得られることは、日系企業にとって大きな意義がある。

2015年11月に公布された④植物類化粧品新原料行政許可申請資料要求(意見募集稿)には、「新原料を安全性上のリスクレベルに応じて分類管理する方法」が採用されており、業界の要望に沿ったものと高く評価する。本意見募集稿が一日も早く詳細な運用細則と共に公布され、新原料が承認されることを切に願う。さらには、中国の消費者にとって利益のある新技術、新原料を迅速に中国市場に提供するためにも、植物類原料以外の原料についても、実効性のある詳細な運用ルールを、化粧品原料に係る国際的な流通や安全管理の実態等を踏まえて早急に整備されるよう強く要望する。

2015年から特に、輸入化粧品の原包装上の表記に対し削除もしくは修正の意見が出される事例が増えてきた。具体的には、日本語での「無香料」、「無着色」、「鉱物油無添加」、「界面活性剤無添加」、「PA++++」等の表現に対する意見である。この理由はいくつか推察されるが、その一つには2014年11月に発布された化粧品ラベル管理弁法(意見募集稿)や、遠くない時期に公布されると推察される化粧品監督管理条例の影響があると推察する。しかし、現行の中国法規には、外国語による表示を規制するものはなく、前

記の審査は法的根拠が不足すると考えられる。しかも、このような事例は日系企業にのみ発生しており、対応に苦慮する日系企業は決して少数ではない。

最後に①化粧品監督管理条例(訂正草案審議用稿)について記したい。これは日系企業が直面する問題というよりも、中国化粧品市場で事業を営む者としての期待である。条例が正式改定される際、企業の下記期待に応じていただくことが10年先、20年先の中国化粧品事業の健全な発展につながると固く信じている。

本条例は、現行化粧品衛生監督条例の改正案であり今後最低でも数年間は中国の化粧品産業の方向性を決める法規である。今回改正の目的は、法規の内容を時代にマッチさせること、現状の問題点解消、実施細則との一元化であると伝えられている。それらに加えて、中国化粧品産業に関する中国政府のビジョンが明確に示されると共に、グローバルに主流となりつつある「企業による自主管理の促進」の考え方の中で、健全且つ高い競争力を有する中国企業が育成できる法規が制定されることを強く期待する。

<建議>

2013年3月国家食品薬品監督管理総局(CFDA)が設立されて以降、法規ならびにその運用管理体制の整備が非常に精力的に行われていることに対し、深く敬意を表すると共に感謝する。

化粧品が中国国民の美しさの向上に貢献すること、加えて中国の化粧品産業の健全なる発展に貢献することを期待し、以下の通り要望する。我々の提案が、当局の法規策定並びにその運用管理に役立つことを、強く希望する。

<法規の制定および改定について>

現在制定・改定作業が進められている下記法規、およびその他法規の運用について以下の通り要望する。

①化粧品監督管理条例

2015年7月、化粧品監督管理条例(修訂草案送審稿)が、国務院より公布された。化粧品衛生監督条例が、発布後26年を経て改正されることを強く歓迎する。

法律の条文は、政府の意思であり、メッセージである。化粧品監督管理条例は、世界第2位の化粧品市場を有する中国の化粧品領域の最上位法として、時代の先を読む先見性・新規性と法規の世界標準として他国から尊敬される普遍性に溢れた条文になることを強く要望したい。そのためにこの条例が具備すべき基本要件は、本業界に対する中国政府のビジョン、すなわち10年後、20年後の本業界をどうするのかそれをどのように実現するかが盛込まれることを、切に要望する。

企業による自主管理の促進という方向性の下で、

健全且つ高い競争力を有する中国企業を育成するために必要なことは、研究開発に対する投資と世界標準下での競争の促進である。その実現を促進するため、科学性、客観性を重視する政府の姿勢を、条文中で示すことを期待する。

②化粧品安全性リスク評価指南(意見募集稿)

本指南が示すリスク評価の考え方は、科学的・合理的である点を評価する。しかし一方で、指南本文を見ただけでは、本法規の位置付けが不明瞭だと感じる。さらに、現実には本指南には外資系企業のみならず中国化粧品企業もその多くが対応できない内容が含まれていると思われる。そこで、本指南の起草説明文に記載されている以下の内容、すなわち本指南は化粧品を監督する法的な根拠ではなく、メーカーが商品の安全リスクを十分に評価することができない場合は、従来法で評価できる旨を、指南本文中に記載することを要望する。さらに、評価方法には国際的に認められている方法、例えばOECDガイドラインやISO法等、科学的に同等の精度を有する方法(動物実験代替試験法を含む)も認めるよう要望する。

③植物類化粧品新原料行政許可申報資料要求(意見募集稿)

受理規定発布後、6年間で4原料しか新原料許可を取得できていない状況は、中国の化粧品産業の発展にとって、大きな妨げとなっている。中国の消費者は外国で販売されている最新原料を配合した化粧品を使用できない状況にあり、流行に後れをとることになる。その観点で、2015年11月にCFDAから標題の資料要求案が公布されたことは、業界の要望に沿ったものと評価する。消費者にとって利益のある新技術、新原料を迅速に中国市場に提供するためにも、植物類原料以外の原料についても、実効性のある詳細な運用ルールを、化粧品原料に係る国際的な流通や安全管理の実態等を踏まえて早急に整備されるよう強く要望する。

④輸入食品税関検閲監督管理弁法(意見募集稿)、ネット販売保稅形式の越境EC輸入食品安全監督管理細則(意見募集稿)

標記2つの意見募集稿は、共に2015年10月に国家質量監督検閲検疫総局(AQSIQ)から発布された。それらは、何れも化粧品を管理対象とするものの、その旨の記載は、各法の末条に一行記載されているに過ぎない。これは、化粧品産業を軽視しており、看過できない。化粧品単独の法規類として独立させるか、「輸入食品化粧品」という形で化粧品についても条文中に詳細に記載するよう強く要望する。

⑤輸入化粧品の原包装上の表記に対する審査意見

2015年から特に、輸入化粧品の原包装上の表記に対し削除もしくは修正の意見が出される事

例が増えてきた。具体的には、日本語での「無香料」、「無着色」、「鉱物油無添加」、「界面活性剤無添加」、「PA++++」等の表現に対する意見である。さまざまな状況から推察すると、審査員は中国の消費者が繁体字による日本語表現を理解できることを問題視しその結果が意見書の発出に結びついているようである。現行の中国法規には、外国語による表示を規制するものもなく、この審査は法的根拠が不足すると考えられる。また、「PA++++」と同様の状況にある「SPF50+」に対しては、このような意見は出されおらず、審査の公平性および審査基準の統一性においても合理ではないと考える。従って、輸入化粧品の原包装上の表記に対しては審査されないことを要望する。

<並行輸入品について>

中国における企業活動に多大な影響を与えている外的要因としては、ニセモノの横行、商標権の侵害に加えて、並行輸入品の販売が、店頭のみならずネット上でも年々著しく拡大してきていることである。

化粧品に関しては、輸出先より中国国内企業1社のみ授権できるとされているが、授権者が労力を費やし資料を作成し、疑義照会を通じて、厳格な審査を経た上で、登録または認可という流れを経て漸く輸入販売している商品が、全く別ルートで中国国内にて販売されていることは、CFDAが目指す薬事行政と相いれない。

さらに、消費者にとって一番大きな問題は、正規の授権者が、それらの商品について全く責任を取れないことである。これは、部分最適の最たるものであり、消費者保護の観点、また、薬事行政の視点より、整合性のあるものにしていただくことを強く要望する。